

東京都GAP認証マーク等使用基準

平成30年3月30日 29産労農安第1244号

第1 目的

東京都GAP認証マーク（以下「認証マーク」という。）の使用や認証取得者である旨の表示にあたり、必要な事項を次に定める。

第2 使用の範囲

- 1 認証マークは次のいずれかの者が使用できるものとする。
 - (1) 東京都GAP認証制度実施要綱に基づいて認証を受けた農業者
 - (2) 東京都
 - (3) その他、知事が適当と認めた者
- 2 認証マーク及び東京都GAP認証取得者である旨の表示は、次のいずれかにおいて使用できるものとする。
 - (1) 認証を受けた品目において、出荷・梱包資材や容器等に印刷または添付し表示する場合
 - (2) 認証を受けた品目において、ポスターやPR用のぼり、リーフレット等に印刷し表示する場合
 - (3) 認証を受けた品目において、生産情報等を提供する際のホームページに表示する場合
 - (4) その他、知事が都の知的財産権を侵害しないことを条件に、使用が妥当であると認める場合

第3 使用の管理

認証マークを使用する際には、次の管理を行う。

- (1) 第2の2の(1)の場合について、認証を受けた品目に、出荷段階で既に容器包装に表示している場合または小分け用として認証マークを印刷したシール等を同封して出荷した場合は、出荷日、出荷先及び出荷量を記録し保存すること。
- (2) 認証マークを用いて、販売促進活動を小売事業者等が行う場合は、制度の認証趣旨を小売業者等に十分理解させること。
- (3) その他、知事が必要であると認める事項

第4 認証マーク等の設定と表示

認証マークの使用（表示色、マークの規定等）については、別に定める。

第5 使用料

認証マーク等の使用料は、無償とする。

第6 報告及び調査

知事は、認証マークを使用している者に対して、認証マークの使用状況の報告を求め、調査を行うことができる。

第7 使用の取り消し

知事は、東京都GAP認証制度実施要領第4の3の規定に基づき、認証を取り消した場合、または、認証マークの使用が適切でないと認めるときは、使用を止めさせることができる。